

令和6年度第4回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和6年7月17日

場所 十和田市役所別館5階会議室

令和6年度第4回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館5階会議室
2. 開 会 日 時 令和6年7月17日(水) 午後2時00分
3. 閉 会 日 時 令和6年7月17日(水) 午後2時27分

4. 出席農業委員(18名)

1番	脊戸潤子	2番	沢井清治
3番	小笠原松寿	4番	沢目勝弘
6番	中野雄一郎	7番	芋田一弘
8番	立崎和寿	9番	山田利昭
10番	稲田優憲	11番	奥山博
12番	小田正喜	13番	外山康仁
14番	竹浦寿広	15番	野崎さち子
16番	杉山秀明	17番	力石堅太郎
18番	山崎誠一	19番	箕輪展忠

5. 欠席農業委員(1名)

5番 米田拓実

6. 出席農地利用最適化推進委員(13名)

十和田湖地区	白山雄治郎	十和田湖地区	中屋敷光男
三本木地区	米内山義治	三本木地区	山端敏行
四和地区	工藤優美子	四和地区	古谷朝直
切田地区	若沢弘幸	切田地区	田中稔
大深内地区	斗沢信一	大深内地区	大平靖四郎
東部地区	山端潤一	藤坂地区	市崎貴之
六日町地区	平舘龍徳		

7. 会議に付した案件

- 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第16号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 報告第17号 農地の転用事実に関する照会について
- 議案第19号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について
- 議案第20号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 議案第21号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第22号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第23号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

8. 議事録署名委員

7番 芋田 一 弘

8番 立崎 和 寿

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	櫻 田 修一郎	事務局 次長	中 村 淳 一
事務局農地係長	吉 田 武 範	事務局振興係長	苫米地 慶
事務局推進監	高 橋 克 彦	事務局主査	東 浩 治
事務局主事	佐 藤 菜 奈		

10. 書 記

事務局主事 佐 藤 菜 奈

議 長（箕輪展忠）本日の欠席通告者は、5番 米田 拓実 委員です。出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和6年7月9日に告示招集いたしました、令和6年度第4回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（箕輪展忠）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。7番 芋田 一弘 委員、8番 立崎 和寿 委員を指名いたします。

議 長（箕輪展忠）会議書記には、佐藤 菜奈 君を、参与には、事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（箕輪展忠）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたします。

議 長（箕輪展忠）次に報告第15号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）1ページをお願いします。報告第15号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが合計2件、10筆、11,963平方メートルです。今後の意向については、19番は未定、20番は別人と売買となっております。3ページです。農地中間管理事業によるものが、合計2件、2筆、5,189平方メートルです。いずれも今後は受け手を変更の予定です。協力金の返還はありません。以上です。

議 長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第15号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第16号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）4ページをお願いします。報告第16号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、5ページから7ページです。今回は合計8件、74筆、145,425.85平方メートルです。すべて相続による権利の取得です。取得後の内容は、貸借中、農地として管理、自ら耕作、一部は賃借中などとなっています。今回、あっせん希望はありません。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第16号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第17号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）8ページをお願いいたします。報告第17号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の状況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。9ページです。今回の照会は合計2件、2筆、479平方メートルで、現地調査は、10番が令和6年7月9日、11番が令和6年7月16日に実施し、法務局への回答は、10番が7月9日、11番が7月16日に行っております。10番は、南コミュニティセンターから南に約300メートルの地点です。照会地は、平成2年建築の住宅の敷地になっており、20年以上宅地の状態で、税務課税台帳上も現況宅地であることから、非農地と判断しております。11番は、後野町内会集会所から北東に約120メートルの地点です。照会地は、昭和56年建築の住宅の敷地になっており、20年以上宅地の状態で、税務課税台帳上も現況宅地であることから、非農地と判断しております。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第17号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）ここからは議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、小田

班長、脊戸委員、山田委員の3名です。7月9日に現地調査及び市役所別館1階会議室1において聴取調査を行っております。

議長（箕輪展忠）次に議案第19号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）10ページをお願いします。議案第19号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、11ページから13ページまでです。以上です。

議長（箕輪展忠）許可申請に係る現地調査の結果について報告をお願いします。12番小田正喜委員をお願いします。

報告委員（小田正喜）農地法第3条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転9件、賃借権の設定4件、使用貸借による権利の設定1件の合計14件です。所有権の移転は、27番から32番までが売買によるもの、33番と35番が親から子へ贈与するもの、34番が知人へ贈与するものです。このうち新規取得は、27番、29番、30番です。なお、29番と30番の譲受人は同一人物です。計6筆を合わせて1区画の農地になっているものの、譲渡人が2名となることから、2つに分けて申請が出されています。賃借権及び使用貸借による権利の設定は、労力不足によるものです。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第3条第2項各号等に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおり、すべての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）小田委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠）次に新規取得者に対する聴取調査の結果について報告をお願いします。三本木地区 米内山 義治 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（米内山義治）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。

11ページの申請番号27番と申請番号29番及び30番の小規模の新規取得となる譲受人に対し、27番は7月9日午後1時45分、29番及び30番は同日午後2時、市役所別館1階会議室1において調査員3名と私の計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）米内山推進委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は許可することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時14分

（ _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時15分

議 長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（箕輪展忠）次に議案第20号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）14ページをお願いします。議案第20号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は、15ページです。合計3件、4筆、16,095平方メートルとなっています。以上です。

議 長（箕輪展忠）農用地利用調整会議の結果について報告願います。はじめに、東部地区 山端 潤一 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（山端潤一）14番の調整内容を報告します。6月12日午前9時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意した

ため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）山端 推進委員、ご苦労さまでした。次に、大深内地区 大平 靖四郎 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（大平靖四郎）15番の調整内容を報告します。6月12日午後1時30分、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）大平 推進委員、ご苦労さまでした。次に、深持地区 古谷 朝直 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（古谷朝直）16番の調整内容を報告します。6月26日午前9時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）古谷 推進委員、ご苦労さまでした。事務局から補足説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）ただいま、各委員のみなさまからご報告いただきました調整の結果、十和田市農用地利用計画の作成を要請する各要件につきましては、お手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、全て適であると判断いたしております。以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は要請することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時19分

(_____委員 着席)

再開 午後2時19分

議長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠）次に議案第21号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）16ページをお願いします。議案第21号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。賃借権の設定については、17ページから18ページで、合計4件、9筆、40,085平方メートルです。全て新規となります。期間は、33番が10年、34番が5年、35番が3年、36番が5年となっています。次に、使用貸借に係るものは19ページで、合計2件、7筆、28,444平方メートルです。2件とも再設定で、期間は5年となっております。協力金の対象となるものはございません。以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に議案第22号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）20ページをお願いします。議案第22号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付す

るための意見を求める件です。21ページです。合計2件、2筆、1,312平方メートルです。2番の転用事由は、自宅の隣地を分筆し、賃貸住宅4棟を建築するものです。建築後は娘婿と共有となります。場所は、ちとせ小学校から南東に約600メートルの地点で、用途地域内であり第3種農地に該当することから、転用許可の見込みがあります。3番の転用事由は、現在の住居が老朽化していることから、新たに自己住宅を建築するものです。場所は、ユニバース十和田西店から南西に約350メートルの地点で、用途地域内であり第3種農地に該当することから、転用許可の見込みがあります。以上です。

議 長（箕輪展忠）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。1番 脊戸 潤子 委員 お願いいたします。

報告委員（脊戸潤子）農地法第4条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、合計2件です。7月9日午前9時に調査員3名で現地調査を行い、午後2時15分に市役所別館1階会議室1で聴取調査を行いました。問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）脊戸委員、ご苦労さまでした。これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）次に議案第23号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）。22ページをお願いします。議案第23号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。23ページです。合計2件、6筆、4,748平方メートルです。農地区分の判断などについて、ご説明いたします。12番の転用事由は、農地を売買で取得し、宅地分譲地13区画の造成を行うものです。非農地併用で、開発行為の対象となります。場所は、十和田警察署から南

に約300メートルの地点です。農地区分は、用途地域内であるため、第3種農地に該当し、転用許可の見込みがあります。13番の転用事由は、農地を売買で取得し、普通住宅を建築するものです。場所は、西小学校から南東に約500メートルの地点です。農地区分は、第1種農地ですが、既存の集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。以上です。

議 長（箕輪展忠） 許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。9番 山田 利昭 委員 お願いいたします。

報告委員（山田利昭） 農地法第5条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、合計2件です。7月9日午前9時に調査員3名で現地調査を行い、午後2時15分に市役所別館1階会議室1で聴取調査を行いました。問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠） 山田委員、ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠） 以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これを持ちまして、令和6年度第4回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時27分 —————